

ただいま議題となりました議案第 5 2 号宇部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件外 2 件について、付託されました総務財政委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第 5 2 号、議案第 5 3 号及び議案第 5 9 号の 3 件については、いずれも全会一致をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に審査の概要について申し上げます。

まず、議案第 5 2 号宇部市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件です。

本案は、市の機関等に係る手続等において、関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を目的とした情報通信技術の活用に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、まず、現在、条例・規則により、書面等による手続が必要なものは何件あるかただしたところ、約 7 0 件あるとのことでした。

次に、この条例によりオンライン化される時期についてただしたところ、条例施行日以降、可能なものから順次オンライン化していくとのことでした。

続いて、第 8 条の添付資料が省略できる場合のマイナンバーカードによるオンライン手続について、不正利用への対策は講じないのかただしたところ、マイナンバーカードの利用に関しては、既に様々な法令等で対策や利用事務が規定されており、それらの規定に基づき適切に対応していくとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、議案第 5 2 号は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 5 3 号宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件です。

本案は、企業版ふるさと納税に係る寄附金の有効活用を図ることを目的として、当該寄附金をふるさと応援基金として積み立てるため、所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、まずこのたびの改正で、当該年度の事業への充当に限られていた企業版ふるさと納税による寄附金を、ふるさと応援基金に積み立てることで、次年度以降も活用できるようになるとのことだが、これまでにいただいた寄附金を活用できなかった事例があったのかただしたところ、企業版ふるさと納税は用途を限定しての寄附であるため、年度内に活用できる範囲内での募集としており、年度末にあった寄附申出を断った事例もあったとの答弁でした。

また、これまでの寄附実績についてただしたところ、宇部市企業版ふるさと納税は平成 2 9 年度から募集を開始し、令和 6 年度まで合計 4 7 件、寄附額 4 , 3 0 5 万円とのことでした。

続いて、この基金に積み立てる寄附金は、地方交付税の基準財政収入額に算入されるのかただしたところ、算入されないとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、議案第 5 3 号は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案については、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、総務財政委員会の報告を終わります。